

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 新潟障害者職業センターの業務



平成23年10月13日
ビルメンヒューマンフェア2011 in 新潟

「地域障害者職業センター」とは

「障害者の雇用の促進等に関する法律」

に基づき全国47各都道府県に設置されている
職業リハビリテーションを専門に支援する機関



- 障害者職業カウンセラーを配置



- 障害者支援 + ● 事業主支援

新潟障害者職業センターの業務内容

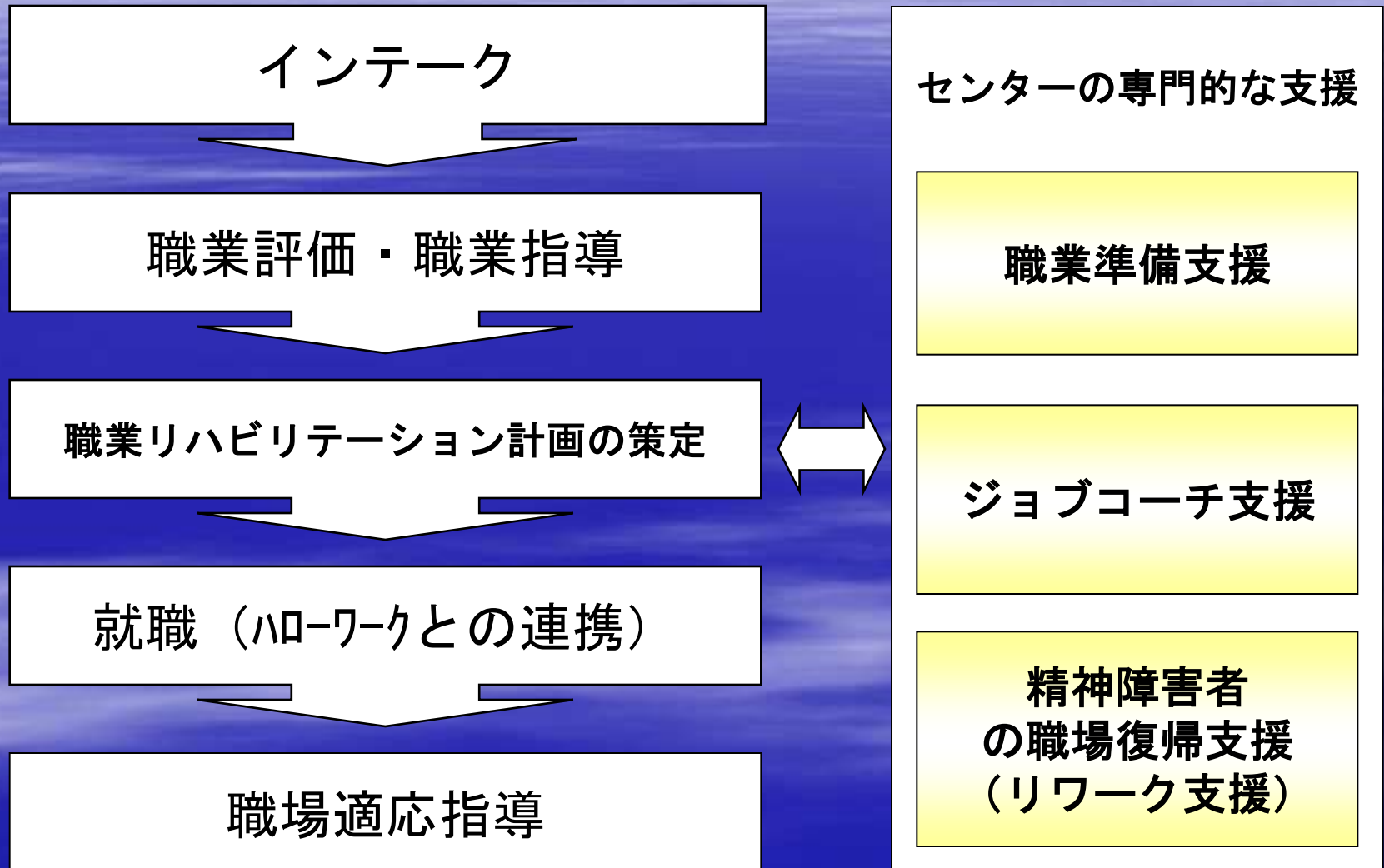
■ 障害者に対して・・・

- ①職業評価
- ②職業指導
- ③職業準備支援（就職のための基本的労働習慣の獲得）
- ④ジョブコーチによる支援事業
（職場への適応に関する助言・指導）
- ⑤精神障害者の職場復帰支援
- ⑥職場適応指導

■ 事業主に対して・・・

- 障害者の雇用管理に関する事項
（雇入れ、配置、作業環境等についての助言、援助）

障害者に対するサービスの流れ



対象となる障害者

- ① 身体障害者
- ② 知的障害者
- ③ 精神障害者
- ④ その他

(①～③の障害者のいずれにも該当しない者で、就職上不利となるような障害のある者→高次脳機能障害者、発達障害者、難病者等々)

職業評価・職業指導

就職や職場適応のための職業評価を実施し、職業への適応性を高め適切な職業選択が行えるように相談等を実施しています。



職業準備支援（１）

➤ 支援目標

支援終了後に、対象者が就職等に向かう次の段階（①職業紹介、②ジョブコーチ支援、③職業訓練、④民間企業等での職場実習等）に着実に移行することが目標

➤ 支援内容

- イ 常設の模擬的就労場面での作業支援
- ロ 職業準備講習カリキュラム
- ハ 精神障害者自立支援カリキュラム
- ニ 発達障害者就労支援カリキュラム

➤ 支援方法

対象者の特性に合わせて、イからハまでの支援を柔軟に組み合わせて、個別カリキュラムを策定して実施

作業支援



職業準備講習カリキュラム

9:00～9:15			12:00～13:00			10分	15:45～16:00		
出勤	朝礼	体操	作業	昼休み	作業	休憩	作業	終礼	清掃 退社

職業準備支援（2）

➤常設の模擬的就労場面での作業支援

イ 早期就職支援（4週間程度）

ロ ジョブコーチ等移行支援（8週間程度）

➤職業準備講習カリキュラム

職業に関する知識の習得を図るための支援。職業講話、事業所の見学及び作業体験、ロールプレイ、ビデオ学習等の講座を設定し、その中から個々の課題に応じて実施（12週間程度）。

➤精神障害者自立支援カリキュラム

精神障害者を対象に、対人技能訓練、グループミーティング、レクリエーション活動、簡易作業体験等の講座を設定し、その中から個々の課題に応じて実施（12週間程度）。

➤発達障害者就労支援カリキュラム

発達障害者を対象に、作業マニュアル作成、対人技能訓練、リラクゼーション等の講座、作業体験等を設定。その後、ジョブコーチ支援に移行させる（12週間程度）。

対人技能訓練



作業体験



ジョブコーチ支援事業（１）

就職又は職場適応に課題のある知的障害者、精神障害者等の雇用の促進及び職業の安定を図るため、事業所にジョブコーチを派遣し、障害者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた直接的、専門的な援助を行っています。



支援期間： 1ヶ月以上7ヶ月以内（標準は、2～3ヶ月）

支援方法： 最初はほぼ毎日支援。状況を見ながらフェーディング

ジョブコーチ配置数： 新潟センターに6名、県内の福祉施設に22名

障害者に対する支援

基本的なコミュニケーション

(挨拶・返事・報告・質問)

職務の遂行(手順の理解、生産性向上)

通勤指導

(交通機関の利用、緊急時の連絡)

支援ツールの作成

(作業指示書、マニュアル、作業チェック表) 等

事業主に対する支援

障害特性と対応についての助言

職務内容の設定(職務分析、課題分析)

指導方法(効果的な指導方法、指示の提示方法に関する助言)

従業員と障害者の関わり方

企業と家族との関係調整のしかた

障害に関する知識、通院・医療的ケアの援助

安定出勤のサポート

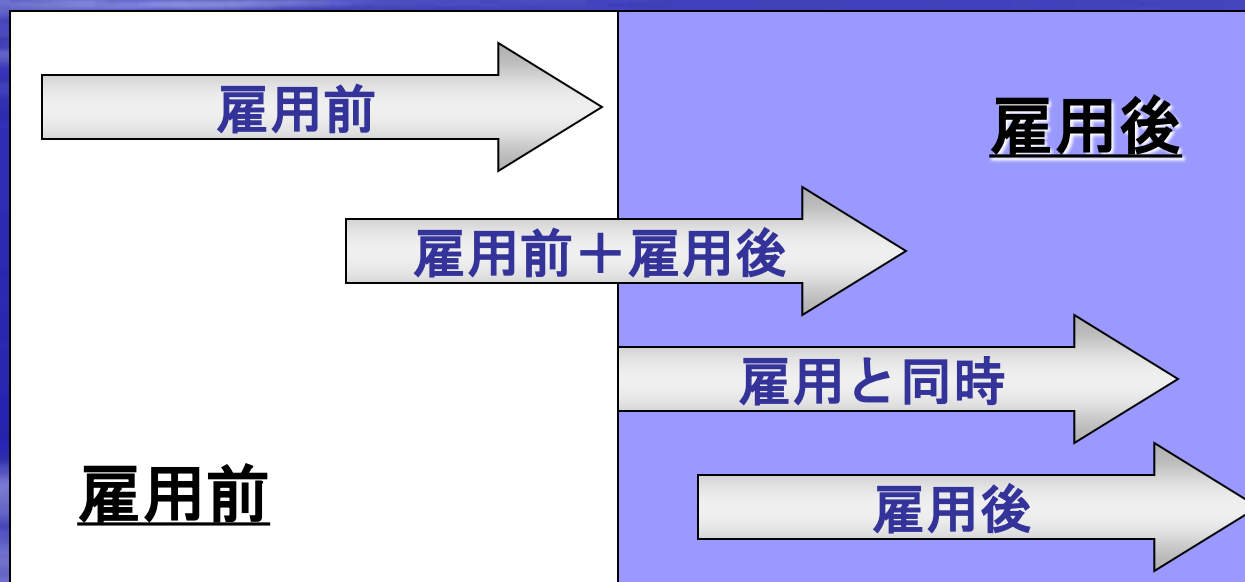
帰宅後や休日における家庭の役割

事業所との連絡、連携体制

家族等支援

ジョブコーチ支援事業（２）

支援開始のタイミング



支援期間： 1ヶ月以上7ヶ月以内（標準は、2～3ヶ月）

新潟障害職業センターにおける 清掃関係業務のジョブコーチ支援の状況

平成22年度(新規)

支援数 98人 うち清掃業務 28人(28.8%)

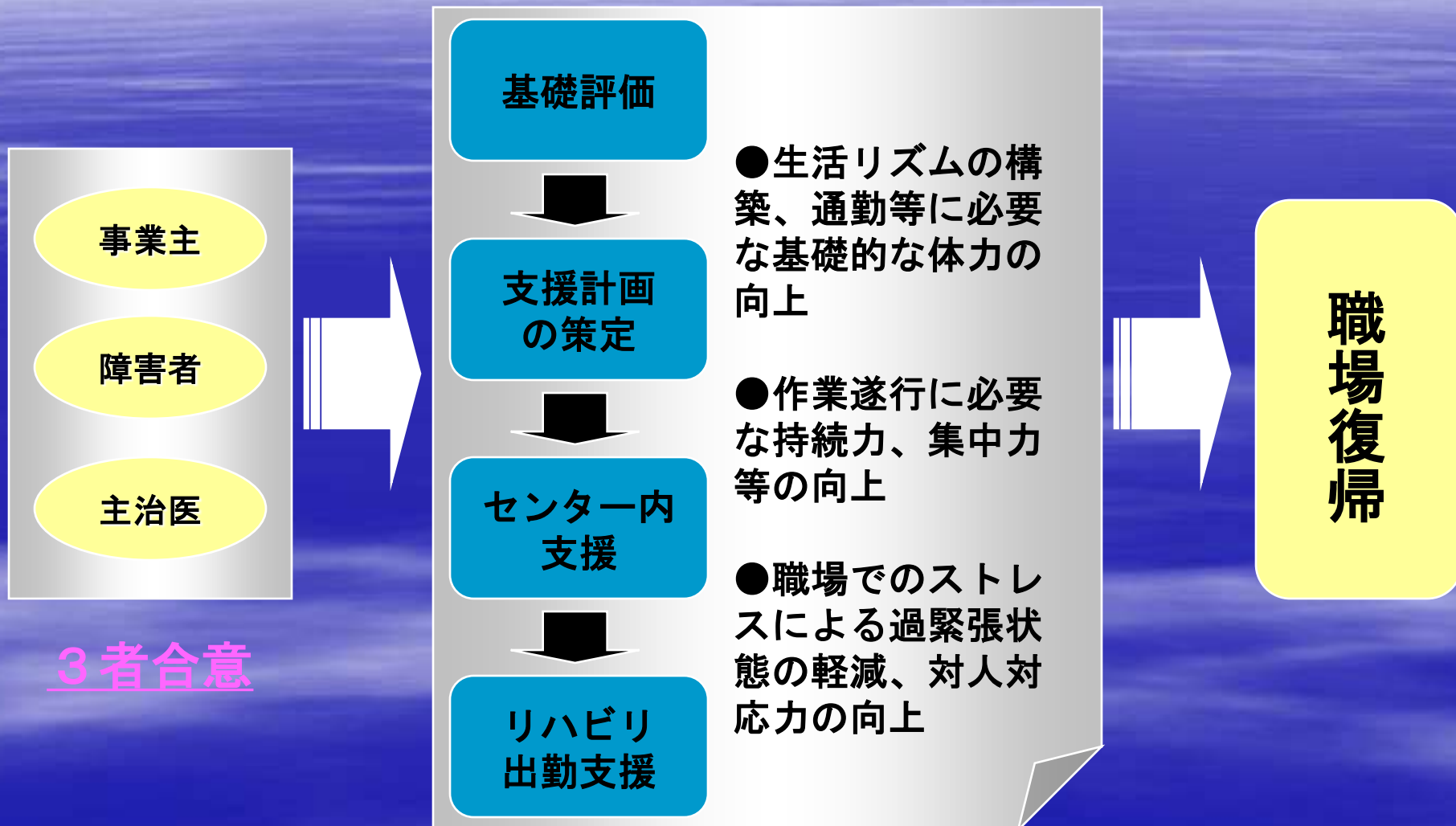
平成23年度(新規:9月末)

支援数 47人 うち清掃業務 14人(29.8%)

精神障害者総合雇用支援

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正
＜精神障害者の雇用対策を強化するための改正＞
 - ・ 精神障害者を障害者雇用率に算定（平成18年4月施行）
 - ・ 精神障害者の支援に係るセンターと医師等医療関係者の連携（平成17年10月施行）
- 国の施策の一環として、平成17年10月から、全国のセンターで「精神障害者総合雇用支援」を開始
- これに伴い、うつ病などで休職中の者の職場復帰を支援する「リワーク支援」を新たに開始。

リワーク支援の流れ



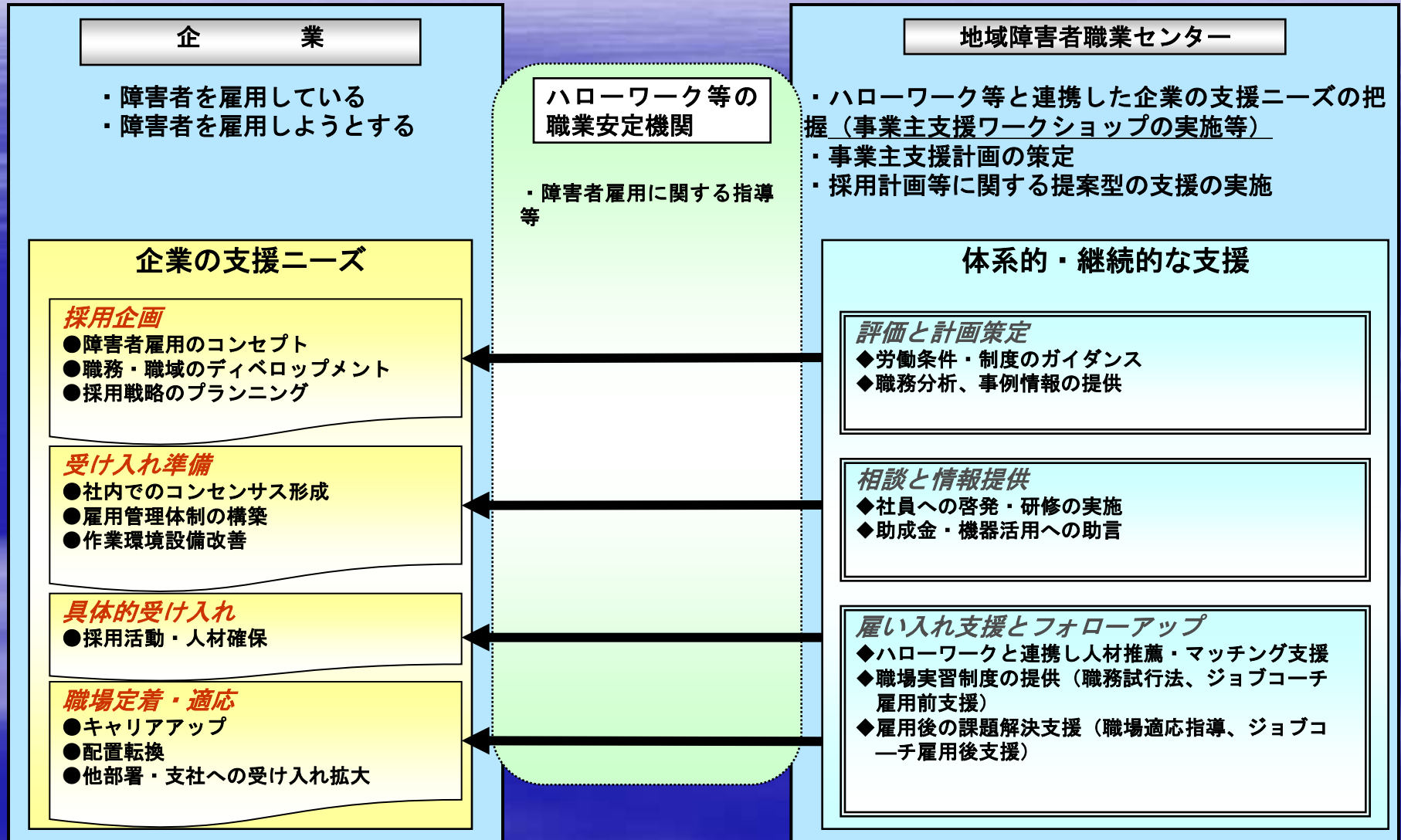
事業主に対するサービス

事業主が障害者受入のための専門的助言・援助を行います。

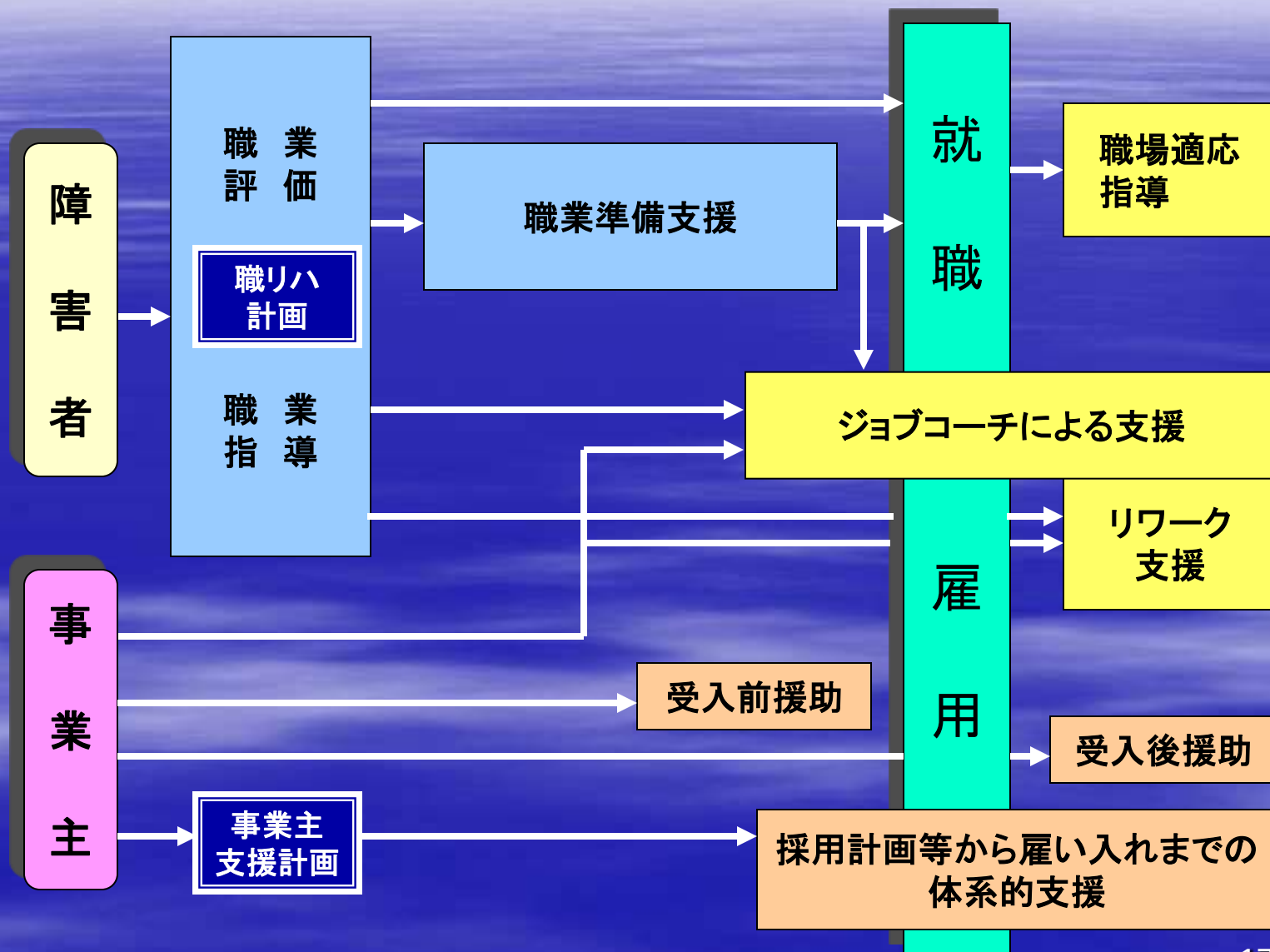
- ①障害者の採用計画の立案に係る助言
- ②配置場所、職務内容等に関する助言
(障害者の能力に合わせt職務の開発)
- ③障害特性に関する知識等の提供
- ④障害者雇用に関する各種制度の情報提供
- ⑤作業施設の改善
- ⑥採用後の職場適応に関する助言・援助



事業主支援計画に基づく体系的支援



地域障害者職業センター業務の流れ



御清聴ありがとうございました

